

2013年4月19日

文部科学大臣
下村 博文 様

全日本教職員組合
中央執行委員長 北村 佳久

雇用と年金の確実な接続をはかることを求める要求書

政府は3月26日の閣議で、「再任用を希望する職員については再任用するものとする」ことと、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする」との方針を決定しました。そのうえで、教職員をはじめとする地方公務員については、「各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する」としました。しかし、法整備を行うことなく、現行の再任用制度の運用によって再任用の「義務化」をはかるとすることには無理があります。それは、現行の再任用制度のもとで希望する教職員の多くが排除されていることから明らかです。

わたしたちは、再任用の「義務化」ではなく、雇用と年金の確実な接続のためには定年年齢の段階的引上げをはかり、そのもとで教職員が多様な働き方を選択できる制度の確立を強く求めます。それは、子どもたちにゆきとどいた教育を保障する条件を拡大することであり、子どもたちの教育に全力でとりくんでいる教職員を励ますものであるからです。

文部科学省に対し、わたしたちは子どもたちの教育と教職員をめぐる実態をふまえ、下記の要求の実現を強く求めます。

記

- 1、希望するすべての教職員に対し、確実に雇用と年金の接続をはかること。そのため、再任用による雇用と年金の接続はあくまで暫定措置と位置づけ、政府・文科省の責任において定年年齢の段階的引上げにかかわる必要な法整備を行うこと。
- 2、高齢層の教職員の多様な働き方を保障するため、年金支給開始年齢を60歳に引き下げることをめざすとともに、労働条件の改善、抜本的な定数改善などの条件整備を行うこと。
- 3、当面、以下の点を実現すること。
 - (1) 「再任用の義務化」による再任用者の定数は標準法の枠外とするとともに、政府・文科省の責任で、給与費等に対する財政措置を行うこと。
 - (2) 希望するすべての教職員を再任用するため、任命権者による意図的な再任用拒否など、恣意的な運用が行われないしくみとすること。
 - (3) 再任用におけるフルタイムもしくは短時間勤務の選択は、本人の希望によるものとする。
 - (4) 給与水準については退職前の給与水準を基本とすること。また、短時間再任用者の給与額については、フルタイム再任用者と整合性のある給与水準とすること。さらに、退職時の労働条件を、再任用後も保障すること。

以上